

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士就職支援資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1 この制度は、保育士の離職防止や保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職支援を図るため、岐阜県保育士就職支援資金（以下「就職支援資金」という。）を貸し付け、県内の保育人材の確保を図ることを目的とする。

2 就職支援資金貸付事業は次の各号に掲げる貸付事業をいう。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げを行う施設又は事業者に対し、必要な費用を貸し付ける事業

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児をもつ保育士に対し、当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付ける事業

(3) 就職準備金貸付事業

潜在保育士に対し、就職のための準備に必要な費用を貸し付ける事業

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

(4) 一時預かり事業 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

(5) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(6) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(7) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業

(8) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(9) 病児保育事業 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

(10) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

(11) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの

(12) 企業主導型保育事業 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条

の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和５年６月２７日こ成保第７０号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第２の１に定める企業主導型保育事業

（実施主体）

第３ 就職支援資金の貸付けは、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

（貸付対象）

第４ 就職支援資金の貸付対象者は次のとおりとする。

（１） 保育補助者雇上費貸付事業

県内の以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者とする。

① 新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業（以下「保育所及び幼保連携型認定こども園等」という。）の事業者

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 小規模保育事業

ウ 事業所内保育事業

エ 企業主導型保育事業

② 既に保育補助者を雇用している、①のアからエの保育所及び幼保連携認定こども園等の事業者であって、以下の条件のいずれかを満たすもの

ア 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画がある場合。

イ 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組み、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

ウ 貸付を受けようとする施設又は事業者の保育士の平均勤続年数が１１年以上であること。

（２） 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

以下のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、保育士として週２０時間以上の勤務を要すること。

① 未就学児をもつ保育士であって、県内の以下に掲げる施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者

ア 保育所

イ 幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は認定こども園への移行を予定している施設

ウ 認定こども園

エ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 病児保育事業であって、県または岐阜市に開始届出を行ったもの

カ 一時預かり事業であって、県または岐阜市に開始届出を行ったもの

キ 乳児等通園支援事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

ク 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する山間地その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設

コ 企業主導型保育事業

② 県内の保育所等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(3) 就職準備金貸付事業

以下の要件をいずれも満たす者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

① 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

ア 保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 家庭的保育事業

ウ 小規模保育事業

エ 事業所内保育事業

オ 幼稚園

② 県内の保育所等に新たに勤務する者

(貸付期間及び貸付額)

第5 就職支援資金の貸付期間(就職準備金貸付事業を除く。)及び貸付額は次のとおりとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

① 貸付期間は、保育補助者が貸付を受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

② 貸付額は、年額2,953,000円以内とする。なお、貸付に当たっては、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除くこととする。

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

① 貸付期間は、未就学児をもつ保育士が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日又は産後休暇若しくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とする。

② 貸付額は未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(3) 就職準備金貸付事業

① 貸付額は、200,000円以内とする。ただし、平成28年10月11日以降に貸付要件に該当することになった者の貸付額は、400,000円以内とする。

なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(貸付方法及び利子)

第6 就職支援資金は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 前項の契約は、会長が貸付決定を行い、貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）が借用証書を提出することにより行うこととする。

3 就職支援資金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第7 就職支援資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1名以上立てなければならない。ただし貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は、法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第8 会長は、就職支援資金の借受人が貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 会長は、就職支援資金の借受人が貸付期間中に就職支援資金の貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 会長は、就職支援資金の借受人が以下の事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで貸付けを行わないものとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

借受人が疾病その他の理由により休職したとき。

(返還の債務の当然免除)

第9 会長は、就職支援資金の借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、就職支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 保育補助者雇上費の貸付けを受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき。
- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 保育料の一部の借受人が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、保育料の一部の借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 就職準備金貸付事業

次のいずれかに該当するに至ったとき。

- ① 就職準備金の借受人が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、就職準備金の借受人の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- ② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還期間等)

第10 就職支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、原則として、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内（就職準備金貸付事業の場合は2年以内）に返還しなければならない。

- (1) 就職支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 県内において第9(1)①に規定する業務に従事しなかった（保育補助者雇上費貸付事業の場合は貸付けを受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等で保育補助者を従事させなかった）とき。
- (3) 県内において第9(1)①に規定する業務に従事する（保育補助者雇上費貸付事業の場合は貸付けを受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において保育補助者を従事させる）意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により借受人（保育補助者雇上費貸付事業の場合は保育補助者）が死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(一時返還)

第11 会長は、就職支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時返還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 返還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定若しくは貸付契約の条項に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12 会長は、就職支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付事業
 - ① 貸付を受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において保育補助者が第9(1)①に規定する業務に従事しているとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付事業
 - ① 県内において第9(2)①に規定する業務に従事しているとき。
 - ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(3) 就職準備金貸付事業

- ① 県内において第9(3)①に規定する業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第13 会長は、就職支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 保育補助者雇上費の借受人の場合は、保育補助者が貸付を受けた保育所及び幼保連携型認定こども園等において1年以上、第9(1)①に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

- (4) 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部の借受人の場合は、県内において1年以上、第9(2)①に規定する業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

- (5) 就職準備金の借受人の場合は、県内において1年以上、第9(3)①に規定する業務に従事しているとき。

返還の債務の額の一部

(延滞利子)

第14 会長は、就職支援資金の借受人が正当な理由なく就職支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(県の財政措置)

第15 この事業の実施に必要な貸付原資は岐阜県の予算の範囲内の補助によるものとする。

(会計経理)

第 16 県社協は、この制度の会計経理を明確にしなければならないものとする。なお、県社協においては、この事業に関する特別会計を設けなければならないものとする。

2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いとして、県社協は、その年度以降毎年度その年度において返還された就職支援資金に相当する金額を岐阜県に返還するものとする。

(その他)

第 17 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については、岐阜県と県社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は平成 28 年 11 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以降に貸付要件に該当することになった者から適用する。

附 則

この要綱は平成 29 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日以降に貸付要件に該当することになった者から適用する。

附 則

この要綱は令和元年 11 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降に貸付要件に該当することとなった者から適用する。

附 則

この要綱は令和 2 年 8 月 20 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 7 年 7 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。